

さいたま市告示第 834 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき公告します。

平成 29 年 6 月 6 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マルエツ与野店

所在地 さいたま市中央区上落合四丁目 9 番 9 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社新和商事

代表者氏名 代表取締役 井山 一男

住所 さいたま市中央区上落合五丁目 2 番 18 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ 代表取締役 高橋 惠三

（変更後）株式会社マルエツ 代表取締役 上田 真

(4) 変更の年月日

平成 25 年 4 月 1 日

(5) 変更する理由

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名の変更による。

2 届出年月日

平成 29 年 5 月 31 日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成 29 年 6 月 6 日から平成 29 年 10 月 6 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1966

(2) 中央区役所区民生活部総務課

住所 さいたま市中央区下落合 5 丁目 7 番 10 号

電話 048（840）6013

FAX 048（840）6160

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成29年6月6日から平成29年10月6日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966